

自動車共済掛金および 割引割増制度の改定

2023



近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2
TEL:06-6965-2828(代) FAX:06-6965-2838

近畿交通共済協同組合

<https://www.kinkyo.or.jp>



近畿交通共済協同組合

近畿共済では昨年、創立からの相互扶助の理念に立ち返り、運賃水準の低下や燃料価格の高騰等、厳しい経営環境にある組合員の皆様の経営の一助となるべく、掛金の引き下げを念頭に掛金制度見直しの検討を行ってまいりました。

そんな中、令和5年1月1日に損保各社の保険料改定があり、営業用車両について大幅な引き下げがみられました。

よって今回、組合員の皆様のため、また掛金が安いという優位性をもって損保に対抗できるように、共済掛金と現在の割引・割増制度の見直しを行うこととしました。

今後とも組合員の皆様に対してより一層の安心をご提供できる共済を目指してまいります。

自動車共済掛金および割引割増制度の改定

Index

- 1 共済掛金の改定 p.3
- 2 割引・割増制度の改定 p.4
- 3 割引制度の新設と廃止 p.5
- 4 特約の新設 p.6



1 共済掛金の改定

- 1 営業用普通貨物車2t超・2t以下の対人共済基本掛金、対物共済基本掛金を引き下げます。
- 2 営業用普通貨物車2t超・2t以下の車両共済基本掛金を見直します。

ただし、対物共済掛金において、免責金額を高く設定している一部については据置となります。
 車両共済掛金については全般的に引き上げます。
 ただし、一定の車両共済金額を超えると引き下げになります。

		営業用普通貨物車 2t超		営業用普通貨物車 2t以下	
対人共済		↓		↓	
対物共済		↓		↓	
		共済金額			
車両共済	免責 5万円	870万円以下	880万円以上	920万円以下	930万円以下
		↑	↓	↑	↓
		共済金額			
免責 10万円	950万円以下	960万円以上	1010万円以下	1020万円以上	
		↑	↓	↑	↓

↑ 引き上げ ↓ 引き下げ

営業用普通貨物車の共済掛金の改定額の例

対人共済掛金

営業用普通貨物車 2t超	共済金額	無制限	97,500	→	80,800
営業用普通貨物車 2t以下	共済金額	無制限	74,100	→	57,000

対物共済掛金

営業用普通貨物車 2t超	共済金額	免責金額							
		0円	5万円	10万円	30万円				
1000万円	199,600	170,800	147,500	92,100	→	173,200	152,500	135,000	89,900
2000万円	203,800	175,000	151,700	96,300	→	177,300	156,600	139,000	95,100
5000万円	211,300	182,400	159,100	103,600	→	184,600	163,800	146,200	101,000
無制限	235,900	207,000	183,700	125,200	→	211,100	190,300	172,700	125,200

営業用普通貨物車 2t以下	共済金額	免責金額							
		0円	5万円	10万円	30万円				
1000万円	130,400	111,600	96,400	60,200	→	93,600	82,400	73,000	48,700
2000万円	133,200	114,300	99,100	62,900	→	95,900	84,600	75,200	51,500
5000万円	138,000	119,200	103,900	67,700	→	99,800	88,500	79,100	54,700
無制限	154,100	135,300	120,000	83,800	→	114,100	102,900	93,400	69,000

2 割引・割増制度の改定

- 1 優良割引・割増の適用率を1%刻みにします。
- 2 優良割引の最高割引率を75%に引き上げます。

● 優良割引・割増の適用率を5%刻みから1%刻みにします。

事故による共済金の支払を掛金に繊細かつ滑らかに反映させるために、優良割引・割増の適用率を1%刻みに細分化します。また、優良割引および割増の進行度合いが変わります。

次年度の契約を継続する際に適用される優良割引率や割増率は、新しい「優良割引率加減率表」または「割増率表」に各契約者の前年度の補償率をあてはめて決定します。

補償率は次の算式で算出され、小数点以下第2位を四捨五入します。

$$\frac{\text{当年度の支払共済金} + \text{当年度中の支払備金の増減額}}{\text{当年度の既経過修正共済掛金}(\ast)} \times 100$$

※既経過修正共済掛金=基本掛金-新車割引額(5%)

● 優良割引の最高割引率の改定

組合員の皆様の事故防止に対する意識の一層の向上と、優良割引・割増制度の更なる拡充を図るため、優良割引の最高割引率を75%に拡大します。

70%以上の割引率の進行については、下記の通りです。

契約者割引率	台数区分	優割引率				単年加算率の上限
		改定前	1年目	2年目	3年目	
優良割引率70%	1台~49台	70%	72%	74%	75%	2%
	50台~99台		73%	75%	3%	
	100台~		75%	5%		

● 優良割引率の減少率上限の改定

優良割引率の高い契約者について、割引率減少幅の上限を変更しました。

優良割引・割増の適用率の改定に伴い、優良割引率の減少率上限を下記の通りにします。

当年度割引率	減少率の上限	次年度割引率	当年度割引率	減少率の上限	次年度割引率
60%	-30%	30%	68%	-22%	46%
65%	-25%	40%	69%	-21%	48%
70%	-20%	50%	70%	-20%	50%
			71%	-19%	52%
			72%	-18%	54%
			73%	-17%	56%
			74%	-16%	58%
			75%	-15%	60%

3 割引制度の新設と廃止

- 1 安全性優良事業所認定割引(Gマーク割引)を新設します。
- 2 全車両一括契約割引を廃止します。
- 3 事故防止装置装着車割引(バックアイカメラ割引)を廃止します。

安全性優良事業所認定割引(Gマーク割引)

Gマークを取得している事故リスクの低い事業者に対して、対人共済契約車両に対して基本掛金の1%の割引を行います。
この割引は契約更新時から適用となります。
認定については、安全性優良事業所認定証で確認を行います。
割引適用申請の際は、上記認定証をメールまたはFAXでご送付ください。

割引率(対人共済)

1%

全車両一括契約割引の廃止

全車両一括契約割引適用の妥当性に課題があり、コンプライアンス上の観点から廃止します。
ただし、割引の廃止については段階的に行うこととし、現在2%の割引を1年間1%に引き下げた後、その次の年に廃止します。

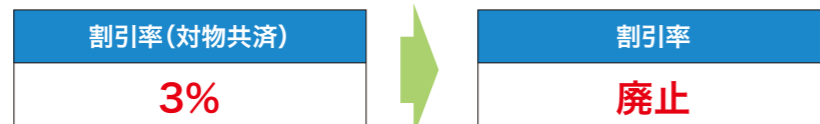


■ 全車両一括契約割引は廃止されますが、以下の特約条項は引き続き適用されます。

- 共済期間** 中途取得車両に対する共済責任は、中途取得車両が契約者の直接の管理下に入った時に始まります。
- 共済掛金の追徴** 中途取得車両の共済掛金に関しては、払込期限はありません(通常は3営業日以内)。
- 共済掛金の返還** 車両を解約された場合、すでに領収した共済掛金から既経過共済期間に対し、日割により算出した共済掛金を差し引いて残額を返還します(通常は短期率により算出)。

事故防止装置装着車割引(バックアイカメラ割引)の廃止

バックアイカメラ装着義務化の流れや、装着有無による較差の減少の観点から廃止します。



4 特約の新設

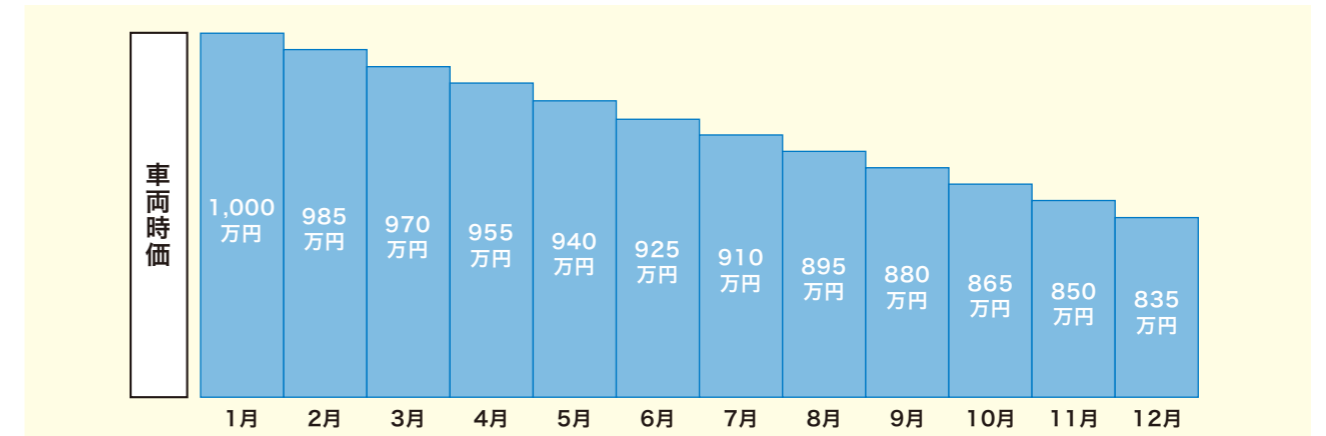
車両価額協定共済特約の新設

現在の車両共済は原則、共済金額を限度として事故発生時の車両価額(時価額)を上限に共済金が支払われるため、事故の発生時点によって支払われる共済金に差異が生じることがありました。
この特約により、事故発生時点の時価ではなく契約時に協定した車両価額を上限に共済金を支払うことができるようになります。

また、この特約は車両共済に自動付帯します。

現行(例)

1月1日に車両共済を時価1,000万円で契約した場合、年の途中で全損事故に遭った場合はその時の時価額のお支払いになります。



車両価額協定共済特約

1月1日に車両共済を協定共済価額1,000万円で契約した場合、1年のうちいつ全損事故に遭っても1,000万円をお支払いいたします。

時価の下落を考慮せず、共済金額を設定することができます。

